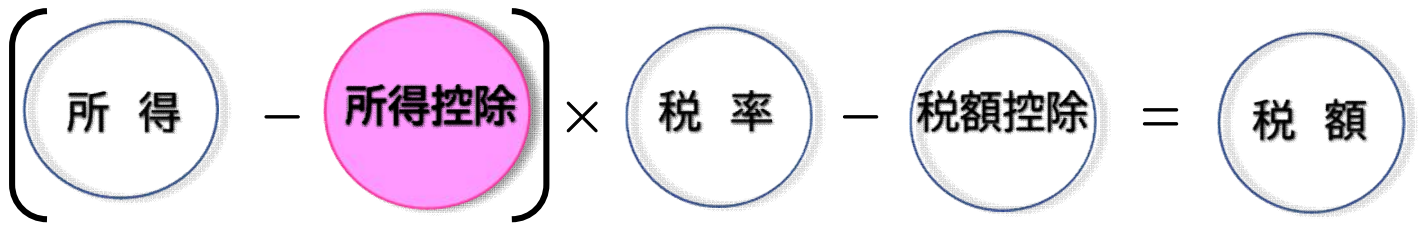


いろいろな所得控除について確認してみましょう！

所得控除とは、納税者の生活事情を考慮して所得から差し引く金額で、全部で14種類あります。今回はよく使われる所得控除について、ご説明します。※青字は住民税での控除金額



(1) 扶養控除

家族を扶養している場合、生活費の負担が多くなります。納税者に下記の全ての要件に該当する扶養親族※がいる場合に適用する控除です。

※扶養親族とは・・・12月31日現在で、6親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族

要件	①納税義務者の扶養親族で生計を一にする人 ②年間の合計所得が48万円以下の人 ③事業を営む事業主の事業専従者ではない人 ④他の人の扶養控除に該当しない人 ⑤配偶者控除に該当しない人
控除金額	年齢に応じて38万円～63万円（満15歳以下の扶養は0円） （33万円～45万円、満15歳以下の扶養は0円）

(2) 配偶者控除／配偶者特別控除

下記の条件に該当する配偶者がいる場合、配偶者控除が適用されます。また、配偶者控除の要件より所得が多いが、合計所得金額が133万円以下の配偶者の場合、配偶者特別控除が適用されます。この場合、**納税者の扶養には該当しない**のでご注意ください。

区分	配偶者控除	配偶者特別控除
要件	扶養控除の要件①～④に該当する配偶者	配偶者控除に該当しない人で、合計所得金額が133万円以下の配偶者
控除金額	納税者の合計所得金額に応じて 13万円～48万円（11万円～33万円）	配偶者や納税者の合計所得金額に応じて 1万円～38万円（1万円～33万円）

(3) 障害者控除

納税者本人や扶養している家族が障がい者の場合に適用されます。障害者手帳をお持ちの方や介護認定「要介護1～5」を受けられている方が対象となります。また、障害者控除の中でも「一般の障害」と「特別障害」に区分されています。

区分	特別障害	一般の障害	
要件	身体障害	障害者手帳1・2級	障害者手帳3～6級
	精神障害	精神障害者保健福祉手帳（1級）	精神障害者保健福祉手帳（2・3級）
	知的障害	療育手帳（A）	療育手帳（B）
	老人（65歳以上）	市長の承認（要介護3～5）	市長の承認（要介護1・2）
控除金額	40万円（30万円）	27万円（26万円）	

(4) 寡婦控除／ひとり親控除

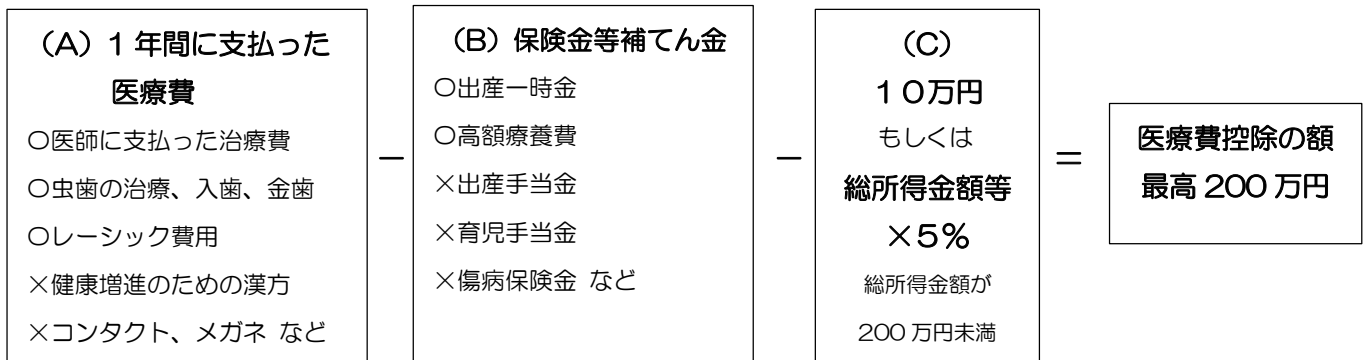
令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合は、死亡の日）現在で、婚姻をしていないまたは配偶者の生死が明らかでない人のうち、下記に該当する場合は適用されます。

	ひとり親：下記の 全て に当てはまる人が該当	寡婦：「ひとり親」に該当しないが下記の どちらかに該当する人
要件	1.その人と事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の人がいないこと 2.生計を一にする子がいること （R6年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人） 3.合計所得金額が500万円以下であること	1.夫と離婚したあと再婚していない人で、子以外の扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下であること 2.夫と死別したあと再婚していない、または夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円であること
控除金額	35万円 (30万円)	27万円 (26万円)

(5) 医療費控除

病気やけがなどで自分や家族が治療を受けて、「一定額を超える」医療費を支払った場合に適用することができる控除です。医療費控除の中には「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」の2つから選択することができますが、今回はよく利用される「医療費控除」についてご説明します。

【医療費控除の計算方法】



申告相談会場でよくある質問

Q1 かった医療費は10万円以上でないと医療費控除は適用ならない？	A1 総所得金額が200万円未満の場合は10万円以下でも適用される場合があります (5) 医療費控除の説明の図のうち、(C)の部分を 総所得金額等×5% で計算します。
Q2 確定申告をすると医療費が還付されるということ？	A2 いいえ、違います 申告で医療費控除を適用すると、源泉徴収されていた 所得税 が還付される場合があります。
Q3 別居している家族は扶養控除の対象になるの？	A3 「生計を一にしている」家族なら扶養控除の対象となります。 ※「生計を一にしている」とは…余暇の時に共にいること、生活費や学資金、療養費等の送金が常に行われていることをいいます。